

奈良市立飛鳥中学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法に則り、本校に在籍している生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットなども含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

(2) いじめに対する理解について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は、身体に重大な影響を生じさせる。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることを留意する必要がある。

(3) いじめの認知についての考え方について

いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、以下の点に注意を払い、認知・判断していくことが必要である。

○いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

○表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。

○いじめられていても、本人が否定する可能性があることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

○被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめられた児童生徒の感じる被害感情に着目して見極める。

(例：外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合。好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など)

○いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

○本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。

(例：インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らないような場合。)

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

生徒の心を育むことを第一に考え、生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくり、集団作りを進める。さらに、一人一人がかけがえのない存在であるということを実感できる学級経営を行うことや、情報モラル教育の実践を行う。

また、生徒のSOSを見逃さないことを最優先に考え、アンケートや教育相談等を年に複数回実施し、生徒が抱えている悩みを把握。そして、その解決に努める。休み時間昼食時等にも生徒と関わり、信頼関係の構築を行う。学校全体で生徒を教育する組織的な教育相談体制を充実させ、得た情報などを校内生徒指導部会等の機会、生徒の様子について交流し情報の共有化を図る。

全教職員が「いじめを絶対に許さない。いじめられている者を守り通す」と共通理解する。

(5)いじめに対する指導上の注意

- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを誘発や助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 教職員の「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるということを理解した上で、生徒の指導に当たる。
- 教職員は、授業中の生徒の発言などを起因としたいじめが発生するとの認識をもち、すべての生徒が安心して自由に自分の意見や考えを述べるような学級や学校を創るために、授業づくりや展開の工夫に努める。

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

- すべての生徒が命の大切さを学習し、自他の生命をかけたがない存在として認識することで、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- すべての生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるように、いじめが起らない環境をつくる。
- すべての生徒に、豊かな情操や道徳心、正義感を育む。
- すべての生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、豊かな情操や道徳心、正義感、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあう態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- すべての生徒が自己有用感や充実感を得られる学校づくりを行う。
- 発達障害を含む障害のある生徒、外国につながる生徒、言語や宗教等の文化的背景を持つ生徒、性同一性障害等に係る生徒など、特に配慮が必要な生徒に関しては、5月に生徒理解研修を設け、共通理解を図り、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、周囲の生徒への必要な指導を組織的に行うよう努める。
- 学校は、保護者や地域と連携・協働し、心の通う人間関係を構築する能力を養い、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取組を推進する。
- 日々の教育活動全体において、生徒がお互いを尊重し高め合う取組を推進する。
- 小学校との情報交換を密にし、個々の生徒へきめ細やかに対応できる体制をつくる。
- 校区の保・幼・小・中及び地域が一体となって子どもを見守り、支え、育み、地域ぐるみで学校づくりの取組を推進する。

(2) いじめの早期発見について

- 日常の変化に気付き、見過ごさないよう、早い段階からの的確に関わりをもつ。
- いじめを隠し、また、軽視することなく、積極的にいじめの発見に努める。
- いじめをする側と、いじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつ。また、いじめを受ける側の対象も変わる可能性があるとの認識をもつ。
- 教育委員会や学校は、生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるため、

アンケート調査を工夫するとともに、教育相談の実施、電話・メール相談窓口の周知等に努める。

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所や、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。
- 教職員や保護者、地域住民等、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高める。そのために、研修等を開催し、啓発の機会を設ける。

(3) 迅速な対応について

- 学校はいじめを受けた生徒から訴えがあった場合、直ちに生徒の安全を確保し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒に徹底して守り抜くという意思を伝える。
- 教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報共有し、組織的な対応を行う。
- いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- いじめに当たると判断した場合であっても、いじめには様々な態様があることから、いじめ行為をめぐる状況等を考慮した上で適切な指導を行うべきものであり、常に全てに対して厳しい指導を要するとは限らない。
- 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、教職員、生徒、保護者、地域に周知し、理解を深めておく。

(4) 特に配慮を必要とする生徒への対応について

- 発達障害を含む、障がいのある生徒
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒
- 言語や宗教等の文化的な背景を持つ生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電事故により避難している生徒

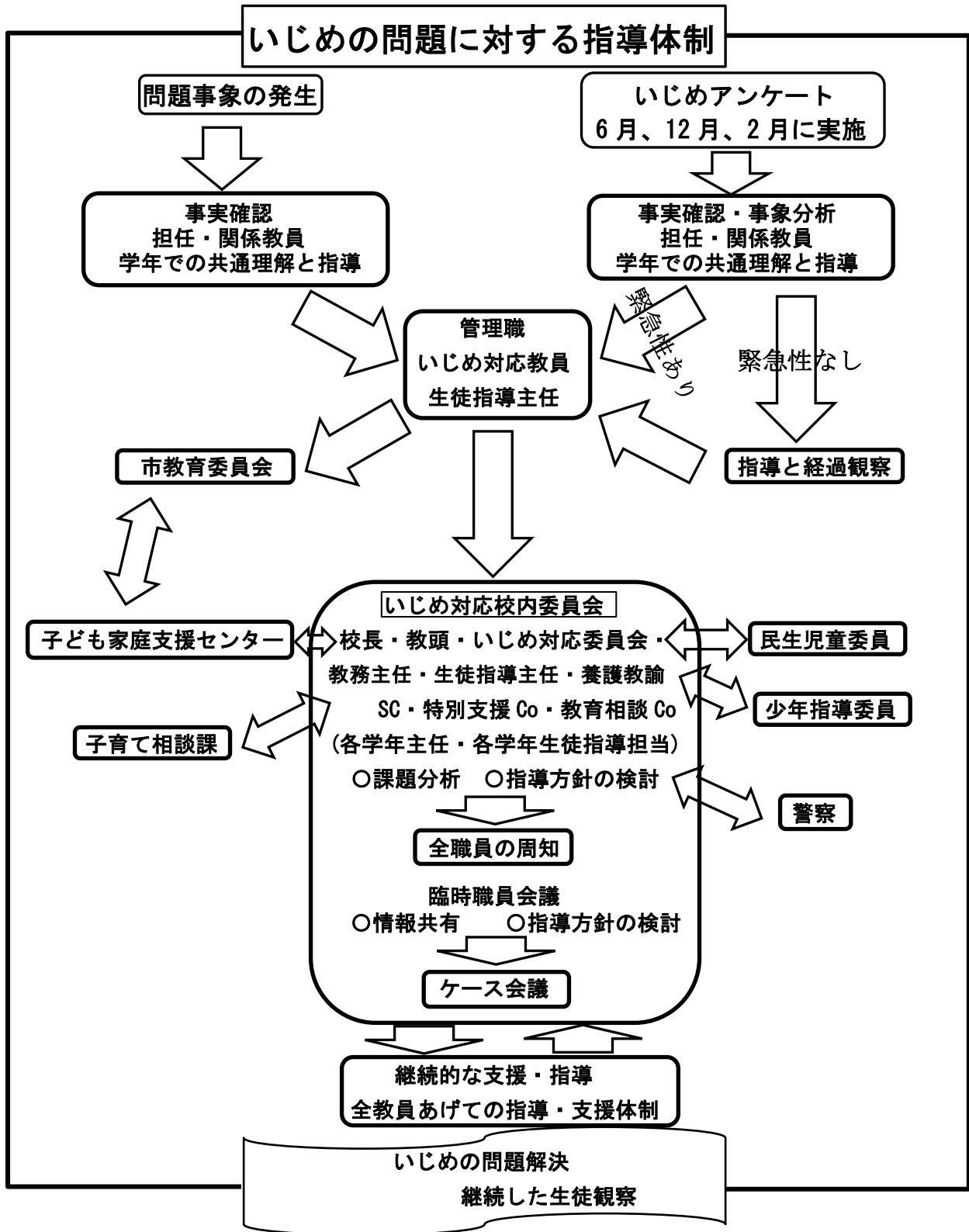
(5) 組織及び体制について

①いじめ対策校内委員会

いじめ防止等に関する措置を実行的に行う組織。重大事態発生時には学校の調査組織を兼ねた常設の委員会とする。構成員は、管理職、人権教育部長、いじめ対応教員、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、その他必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者等、外部の専門家を配置する。

②生徒指導体制

全教職員が「いじめを絶対に許さない。いじめられている者を守り通す。」と共通理解する。生徒と教師の信頼関係を密にするため生徒と関わる時間を多くとる。



③教育相談体制

年3回（学期ごと）のカウンセリングマインドを持って、教育相談を実施し、生徒が抱えている悩みを把握しその解決に努める。

④外部機関及び地域との連携

CS協議会、校区少年指導協議会との連携を密にし、状況に応じて関係機関と連携を図る。また、各種通信やホームページで取り組みを紹介し啓発をはかる。

⑤校内研修

5月に生徒理解研修をとる。状況および必要に応じて、生徒同士のトラブル解消法の研修、SNSに関する研修、カウンセリングマインドに関する研修等を企画する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態について（重大事態とは）

①「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合

（法第28条第1項第1号に係る事態）

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を被った場合
- 金品等の重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

②「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

（法第28条第1項第1号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処の方法について

【重大事態への対応について】

重大事態(疑われているものも含む)の発生

報告

管理職

報告

生徒指導主事(担当者)

市教委

緊急対策会議の招集

緊急対策会議

発生から24時間以内に設置

いじめ対策校内委員

プラス

教務主任

学校医

等

管理職を中心とした状況把握・指導方針・役割分担の決定

市教委

警察・育友会・CS委員・地域の方々等との連携

指導主事やスクールカウンセラー等の派遣要請

今後の対応を相談

緊急対策会議の招集

緊急職員会議

事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解

全教職員が協働して事象の拡大防止と収束のための指導に迅速に取り組む

重大事態調査

※市教委が判断
学校主体
設置者主体

文部科学省「いじめの重大
事態の調査に関するガイド
ライン」参照

具体的な支援・指導

報告・連絡・相談・記録・を徹底しながら実施

加害者への支援

毅然とした態度で対応
伝えること

- ・いじめは決して許されない行為である。
- ・いじめられた側の心の痛み
- ・自分の行為が重大な結果に繋がった。

確認すること

- ・カウンセリングの必要性
- ・福祉的支援の必要性

留意すること

- ・加害者の心理的背景
- ・加害者が被害者になること。
- ・保護者との連携

被害者への支援

共感的に受け止める姿勢で対応
伝えること

- ・学校として「何としても守る」という姿勢
- ・プライバシーの保護に十分配慮すること。

確認すること

- ・身体の被害状況
- ・金品の被害状況
- ・警察への被害申告の意思
- ・カウンセリングの必要性
- ・適応指導教室等での対応の必要性

留意すること

- ・再発や潜在化
- ・保護者との連携
- ・学習権の保障

**友人・知人(観衆・傍観者)
への指導・支援**

みんなを守るという姿勢で対応
伝えること

- ・いじめられた側の心の痛み
- ・観衆や傍観者も加害者である
- ・プライバシーの保護

確認すること

- ・カウンセリングの必要性

留意すること

- ・観衆・傍観者が被害者になること

- ・観衆…はやしたてたり、おもしろがって見ている者
- ・傍観者…見て見ぬふりをする者

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方策を考えて迅速に対応する。

いじめの解消については、いじめ行為が止んでから3カ月は見守りを継続する。

(3) 調査結果の提供及び報告について

①調査結果の提供

- いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査により明らかになってきた事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。
- 通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。
- 情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告を行う。

②調査結果の報告

本校が行った調査結果については、市教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒やその保護者が希望する場合には、当該の生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

4 継続的改善

本校では、学校いじめ防止基本方針を継続的に見直し、その改善に努める。

令和4年(2022年)

4月1日